綾瀬市青少年育成員設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、綾瀬市青少年育成員（以下「育成員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　次代を担う青少年の健全な育成を図るため、育成員を置く。

２　育成員の定数は、２５人以内とする。

（業務）

第３条　育成員は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 青少年の健全な育成に関すること。

(2) 青少年団体の育成及び支援に関すること。

(3) 青少年に望ましい環境及び地域の整備に関すること。

（委嘱）

第４条　育成員は、地区青少年健全育成会その他市長が適当と認める者から推薦された者のうちから、市長が委嘱する。

２　前項の推薦は、育成員の推薦基準（別表）により行うものとする。

３　育成員の設置は、ブロック区分（別表）のとおりとし、欠員がある場合には、ブロック内の他地区による推薦を行うことができるものとする。

４　育成員は、社会的信望があり、青少年の生活について深い関心及び理解を持ち、その業務を行うのに必要な熱意及び能力を持つ者でなければならない。

（任期）

第５条　育成員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、育成員が欠けた場合における補欠の育成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（遵守事項）

第６条　育成員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 育成員同士の連絡を密にし、相互に協力すること。

(2) 育成員として必要な知識及び技術の修得に努めること。

(3) 育成員全体の信用を傷つけ、又は名誉を毀損する行為をしないこと。

（市長の援助）

第７条　市長は、育成員がその業務に必要な知識及び技術を修得するための必要な援助を行うものとする。

（謝礼）

第８条　育成員の業務に対し、謝礼を支給する。

２　前項の謝礼の額は、年間５５，０００円とする。

３　育成員がその業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

４　前項の旅費の算定は、綾瀬市一般職の職員の旅費の支給の例による。

（謝礼の支給方法）

第９条　前条第１項の謝礼は、各年度の３月に支給する。ただし、年度の途中で委嘱を解除した場合は、委嘱を解除した日の属する月の翌月に支給する。

２　年度の途中において委嘱または退任した場合は、月割計算により支給する。この場合、1か月未満の端数があるときは、1か月として計算する。

３　前条第３項の旅費は、旅行した日の属する月の翌月に支給する。

（委嘱の解除）

第１０条　市長は、育成員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その委嘱を解除することができる。

(1) 任期中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき。

(2) 心身の故障のため業務遂行に支障があるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、育成員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、育成員の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　地区青少年健全育成会は、この要綱の施行の日前においても、第４条第１項の規定による推薦を行うことができる。

附　則

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

別表（第４条関係）

育成員の推薦基準

地区名	推薦人数
落合	２
中村	２
上深谷	２
蓼川	２
大上	２
寺尾南	１
寺尾綾北	１
寺尾北	１
寺尾天台	１
小園	２
早川	２
吉岡	２
綾西	２
上土棚	３
計	２５